

高崎経済大学図書館運営規程

平成 23 年度

規程第 73 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高崎経済大学図書館規程（平成 23 年度規程第 10 号）第 13 条の規定に基づき、高崎経済大学図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(図書)

第 2 条 高崎経済大学（以下「本学」という。）の所蔵する図書は、次の二種とする。

(1) 図書館備付図書

(2) 図書館以外の備付図書

2 前項第 2 号に規定する図書館以外の備付図書とは、地域科学研究所等の図書をいう。

(図書館備付図書)

第 3 条 図書館備付図書は、次のとおりとする。

(1) 貴重図書及び特殊図書

(2) 辞書及び年鑑類

(3) 一般図書

(4) 資料及び史料

(5) 新聞、雑誌及び定期逐次刊行物

(6) 電子情報等

(図書の管理)

第 4 条 図書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章 図書館の利用

(開館時間)

第 5 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。ただし、土曜日及び高崎経済大学学則（平成 23 年度規程第 1 号）第 7 条第 1 項に規定する休業日（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までを除く。）の開館時間は、午前 9 時

から午後 5 時までとする。

(休館日)

第 6 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

(2) 高崎経済大学学則第 7 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する休業日における日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 入学者選抜試験の日

(臨時開館等)

第 7 条 図書館長（以下「館長」という。）は、必要と認めたときは、前 2 条の規定にかかわらず、臨時に図書館を開館し、閉館し、又は休館することができる。

2 前項の規定により臨時に図書館を開館し、閉館し、又は休館するときは、あらかじめ文書又は電磁的方法により掲示する。

(施設)

第 8 条 利用に供する図書館の施設は、次のとおりとする。

(1) 閲覧室及び閲覧コーナー

(2) 新聞及び雑誌コーナー

(3) 視聴覚コーナー

(4) ブラウジングコーナー

(5) 演習室

(6) グループ研究室

(7) その他館長が特に認めた施設

(利用資格)

第 9 条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 本学の学部学生

(2) 本学の大学院生

(3) 特別聴講学生、交換留学生、科目等履修生、研修生、聴講生及び研究生

(4) 本学の専任教員

(5) 本学の特命教員

(6) 本学の名誉教授

(7) 本学の非常勤講師

(8) 本学地域科学研究所の研究員

- (9) 本学の客員研究員
- (1 0) 本学の事務職員
- (1 1) その他館長が特に許可した者

2 図書館の県民等への公開に関し必要な事項は、別に定める。

(利用手続)

第 1 0 条 図書館（1 階は除く。）を利用しようとする者は、本学の学生証又は職員証（以下「学生証等」という。）を提示しなければならない。

2 前条第 1 項各号に掲げる者のうち学生証等が交付されないものは、次の各号に定める証ひょう書類を提示し、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けなければならない。

(1) 前条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の利用者 身分証明書

(2) 前条第 1 項第 6 号及び第 7 号の利用者 研究員証

(利用者の義務)

第 1 1 条 利用者は、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。職員は、指示に従わない者があったときは、これを館外に退出させることができる。

- (1) 静粛であること。
- (2) 乱雑、粗暴な服装行為をつつしむこと。
- (3) 図書、器具その他設備を汚損しないこと。
- (4) 印刷物その他の物品を販売し、又は配布しないこと。
- (5) みだりに掲示、貼紙等をしないこと。
- (6) 会合、集会等をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

第 3 章 図書の閲覧

(閲覧場所)

第 1 2 条 図書の閲覧は、所定の閲覧室又は指定の場所とする。

(返本等)

第 1 3 条 利用者は、使用した図書を返本台に、雑誌・新聞等は所定の場所に返却しなければならない。

第 4 章 相互貸借及び文献複写

(相互貸借)

第 1 4 条 館長は、他大学の図書館又は各種行政機関等から資料の閲覧・帯出の申出があった場合、本学の研究教育に支障がないと認めたときにおいて、これを許可することができる。

2 他大学の図書館又は各種行政機関等が所蔵する資料を借り受けようとする者は、所定の様式により、その旨を館長に申し出るものとする。

(文献複写等)

第 1 5 条 館長は、利用者から図書館の図書又は資料の複写・複製の依頼を受けた場合は、次の各号に掲げるときに限り、これを許可することができる。

(1) 学術研究又は学習を目的とするとき。

(2) 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 5 号）に違反しないとき。

2 図書館資料等の複写・複製に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 図書の帯出

(図書の帯出)

第 1 6 条 第 9 条第 1 項に掲げる者のうち学生証等又は利用証の交付を受けているものは、図書を借り受けて帯出することができる。

2 図書を帯出するには、希望する図書及び学生証等又は利用証を受付に提出し、手続をしなければならない。

(帯出できる冊数)

第 1 7 条 帯出できる図書は、館長が特に許可した場合のほか第 3 条第 3 号に定める一般図書のみとし、その冊数及び期間は、次表のとおりとする。

区分	冊数	帯出期間
第 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の利用者	1 0 冊以内	1 4 日以内
第 9 条第 1 項第 2 号、第 8 号及び第 9 号の利用者	4 0 冊以内	3 0 日以内
第 9 条第 1 項第 4 号から第 7 号までの利用者	4 0 冊以内	9 0 日以内
第 9 条第 1 項第 1 0 号の利用者	1 0 冊以内	3 0 日以内
第 9 条第 1 項第 1 1 号の	5 冊以内	1 4 日以内

利用者		
-----	--	--

(制限)

第 18 条 帯出図書は、転貸することができない。

(帯出図書の返納)

第 19 条 帯出図書は、借用期間中であっても毎年 2 月末日までに一旦返納しなければならない。

2 前項により中断された残存の借用期間は、3 月 1 日から計算する。

3 館長は、必要と認めたときは、何時でも帯出図書の返納を求めることができる。

(図書館以外の備付図書)

第 20 条 第 2 条第 1 項第 2 号に定める図書館以外の備付図書の分置、帯出に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 図書の寄贈

(寄贈図書)

第 21 条 図書を寄贈しようとする者は、館長に書名、冊数、価格及び住所、氏名を記入した書類を提出し、承認を得て現品を提供するものとする。

2 寄贈図書は、これを寄贈図書台帳に記入して所定の場所に収納する。

(寄贈を受けた図書)

第 22 条 寄贈を受けた図書には、寄贈者の氏名を記載し、その厚意を記念するものとする。

第 7 章 制裁

(制裁)

第 23 条 館長は、図書を帯出して期限までに返納しない者には督促を発する。

2 督促を受け 1 週間を経過しても返納しない者には、一時図書館の利用を停止する。

3 前項に規定する処置を受けてもなお返納しない者には、図書館の利用を禁止し、帯出図書の補償をさせる。

(利用の停止等)

第 24 条 館長は、図書館の図書又は設備に損害を与えた者に対しては、館長は、これを弁償させるほか、図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

第 8 章 規程の改廃

(規程の改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、図書館運営会議の議を経て、館長が行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 19 日第 112 号）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 4 日第 48 号）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 17 日第 32 号）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 15 日第 29 号）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 30 日第 9 号）

この改正は、平成 31 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 4 日第 10 号）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 28 日第 2 号）

この改正は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 24 日第 15 号）

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 28 日第 13 号）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。